

～年金最新情報 2023 年度の改正点を網羅～

『公的年金の基礎』2023 年度版

「ウェブセミナー」とは

- ・四つの機能（動画コンテンツ・音声コンテンツ・テキストレジュメ・確認テスト）を活用し、業務知識を学べる新しい e ラーニングシステムです
- ・さまざまなデバイス（PC・スマホ・タブレット）で利用でき、場所を選ばず、好きな時間でセミナー受講と同等、それ以上の効果が期待できます

「公的年金の基礎－2023 年度版－」の内容

年金対策のアドバイスを行うためには、正確な年金の基礎知識と商品選定などのアドバイスの考え方の 2 点が重要と言えます。

2023 年度の公的年金は、3 年ぶりに増額が決められました。しかし、マクロ経済スライドによる調整の為、実際の物価上昇率に比べると控えめな増加率となっています。この年金額改定のステップも詳しく解説しています。

●教材構成・カリキュラム

テーマ	内容	収録時間数
1.年金制度の仕組み	①現状の公的年金制度の仕組み②被保険者区分③年金保険料	17 分 14 秒
2.老齢基礎年金額	①受給のための要件②合算対象期間③老齢基礎年金額の計算	19 分 37 秒
3.老齢厚生年金額①	①65 歳前と 65 歳以降の老齢厚生年金の違い②老齢厚生年金額の計算③支給開始年齢	19 分 00 秒
4.老齢厚生年金額②	①加給年金額②振替加算③モデル年金額	12 分 49 秒
5.ねんきん定期便	①定期便の仕組み②実務上の注意点	11 分 28 秒
6.年金額改定ルール	①年金額改定のステップ②マクロ経済スライド制度③今年度の年金額	19 分 25 秒
7.老齢年金の繰上げ、繰下げ	①繰上げ制度の概要②繰下げ制度の概要③実務上の注意点	11 分 33 秒
8.在職老齢年金	①制度概要②年金減額の計算式③働き方と年金	11 分 04 秒
9.障害年金の基礎	①障害基礎年金の支給要件②障害厚生年金の支給要件③障害年金額の計算	11 分 05 秒
10.遺族年金①	①遺族基礎年金と遺族厚生年金の違い②受給できる遺族の要件③遺族年金額計算	18 分 39 秒
11.遺族年金②	①65 歳以降の遺族年金②老齢年金と遺族年金の併給	12 分 38 秒
12.その他年金制度	①今後の年金額②年金の請求手続③年金の税金	14 分 57 秒

担当講師：有限会社ピージェイハーベスト代表取締役沖倉功能

※テーマ毎に確認テスト（ランダム出題 5 問（一部固定問題））を web 上で受講いただきます

●サービス提供価格

ウェブセミナー『公的年金の基礎』2023 年度版	受講料金（税込）
3 ヶ月コース	6,600 円/1 名
6 ヶ月コース	11,000 円/1 名

※3 ヶ月・6 ヶ月コースともにコンテンツは同じです。

●推奨利用環境

ブラウザ：Edge、Safari、GoogleChrome

講義映像・音声は、弊社 e ラーニングシステム内でのストリーミング配信になります。

スマートフォンなどモバイル端末をご利用の場合は、4G 回線ではなく wi-fi 環境でのご利用をお勧めします。

ご利用の機種・ブラウザ・アプリによっては動作に制約がある場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ・お申込みは…



ビジネス教育出版社
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

教育事業部

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-13

TEL: 03(3221)5365 FAX: 03(3222)7878

E-mail: webexc@bks.co.jp URL: https://www.bks.co.jp

教材イメージ

①講義映像

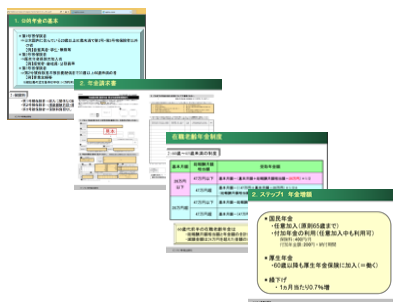
講義動画をストーリーミング再生で視聴できます。レジュメも講義の内容に合わせて、画面に表示されます。



講義動画サンプル

③レジュメ

レジュメデータを表示・ダウンロードできます。事前に印刷して手元資料とすることも可能です。



レジュメサンプル

Section 1. 年金制度と老齢基礎年金額

動画再生



音声再生



テキスト(PDF)

Section1 レジュメ
(こちらからダウンロード・表示できます)

ウェブエクササイズ

企業コード:

ID:

パスワード:

IDとパスワードでログイン!

②音声再生

講義音声ストーリーミング再生で聞くことができます。レジュメをご覧になりながら利用することができます。

④確認テスト

各問題に回答し、採点を行うと直ちに採点結果と解説が表示されます。

講義内容の確認問題 (全5問) です

問題1
公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。
☐ ○ ☐ ×

問題2
老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人が有する厚生年金保険の被保険者期間が原則として25年以上なければならない。
☐ ○ ☐ ×

問題3
遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。
☐ ○ ☐ ×

問題4
国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となる。
☐ ○ ☐ ×

問題5
国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。
☐ ○ ☐ ×

採点

問題番号	正解	不正解	不正解理由
問題1	○	2	
問題2	○	2	
問題3	○	2	
問題4	○	2	
問題5	○	2	

確認テストサンプル

詳しくは、弊社専門スタッフへお問い合わせください



ビジネス教育出版社
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

教育事業部

TEL: 03(3221)5365

FAX: 03(3222)7878

E-mail: webexc@bks.co.jp

URL: https://www.bks.co.jp